

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

本計画は、太田川水系における国管理区間を対象とするものですが、河川の成り立ちや、その役割・特性を考慮し、冠山や臥龍山をはじめとする源流の山々から海域の広島湾まで含めた流域一体での河川管理への取組が重要であると考えます。

このため、河川管理者をはじめ地域住民や地方公共団体、関係機関・団体等と、流域一体となって、より一層の連携強化に努め、相互の情報共有を図ります。

また、今後の少子高齢化社会や社会資本ストック増大による維持管理費の増大等を見据え、それぞれの地域特性や今後の社会情勢の変化等を踏まえ、「自助・共助・公助」の精神のもと、地域との適切な役割分担により、太田川の総合的な河川整備・管理に努めます。

6.1 関係機関等との連携

広島湾再生プロジェクトにおける住民との連携活動、太田川再生フォローアップ委員会（基本理念：「天然遡上のアユが育ち、広島湾のカキを育み、安全で、泳げ、遊べる太田川」）、広島市緑の基本計画（基本理念：「水・緑・いのち輝くまち ひろしま」、平成 22 年 11 月 18 日「広島市緑の基本計画の改定について（答申）」）等、広島における太田川の役割と川が有している多面的機能を認識しつつ、関係機関と連携した川づくりの推進、水質保持活動、自然環境保全活動、普及啓発活動に関する事業への必要な情報提供等の支援、市民団体への活動紹介や支援等について、今後も積極的な対応に努めます。

6.2 「温井ダム水源地域ビジョン」の推進

温井ダムでは、地域住民、安芸太田町、河川管理者等が協働し、温井ダムを活用した地域づくりを目指す行動計画として「温井ダム水源地域ビジョン」を策定しています。地域社会の活性化の一助として、ダム湖で行う龍姫湖まつり等、周辺地域の交流を促す施策の推進を図ります。

6.3 都市計画に関する施策との調整

良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係する地方公共団体等と都市計画法等に基づく必要な行為の規制、誘導等について調整を図ります。

また、河川周辺において都市計画事業等が実施される場合は、関係する地方公共団体の施策と調整を図ります。

特に、下流デルタ域を中心として、地方公共団体において河岸緑地等が計画的に整備が進められており、これらの周辺環境と背後地のまちづくりと一体となった河川整備が必要であることから、関係する地方公共団体と連携・調整を図ります。

6.4 兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整

堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路等については、道路管理者等が整備・維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者等と調整を図ります。

また、隣接する施設に影響を及ぼす可能性のある河川整備の実施にあたっては、施設管理者等の関係機関と調整を図ります。

6.5 景観等に関する施策との調整

多様な自然環境や歴史・文化に彩られた良好な水辺景観を次世代に引き継ぐため、河川整備を行う際には、景観法をはじめ、県・市の景観条例や「水の都ひろしま」構想等に位置付けられた景観形成に関する方針と調整を図るとともに、太田川とともに育まれた文化財等への配慮に努めます。

6.6 情報の共有化

地域との連携・協働をより良いものにするためには、治水・利水・環境に関わる太田川の様々な情報を相互に共有化することが重要と考えています。

そのため、太田川河川事務所ホームページによる行事の情報等各種情報の発信、報道機関と協力した積極的な情報提供、出前講座等を通じた意識啓発活動や、河川愛護モニターによる河川愛護等の意識啓発活動の実施を通じて、太田川の河川整備の状況及び自然環境の現状や課題等に関する情報を幅広く発信するように努めます。

6.7 流域における川を中心軸とした住民意識の向上

河川の持つ治水・利水・環境それぞれの機能は、河川管理者、関係機関及び地域住民がともに行動し、河川管理を行っていくことで、十分な機能が発揮されるものです。

治水に関しては、河川の整備は段階的に進められます。つまり、その時点での治水機能を上回る規模の洪水が発生した場合の被害を軽減するために、「自助・共助・公助」の考え方を基本とした地域住民の防災意識の向上が必要となります。

このため、既に公表している浸水想定区域図に加え、広島市や安芸太田町、その他の関連する地方公共団体が作成する太田川流域に関連する洪水ハザードマップに関しては、必要な情報提供や作成支援を行います。また、地方公共団体と連携し地域住民を対象とした防災学習の充実を図るとともに、地域の防災体制の強化に協力します。

利水に関しては、太田川の水が、流域だけでなく瀬戸内海の島しょ部に至るまで広範囲に、かつ様々な用途で利用されていることや江の川水系からも分水されているという認識のもと、節水等の量的対策等、身近にできる取組が地域に根付くように広報、啓発活動を進めます。

環境に関しては、良好な太田川の現在の水質を維持するために、家庭雑排水等の生活系負荷の削減等の啓発活動に努めます。

太田川の自然環境を活かした河道を形成、保全するとともに、自然体験活動等を通して、身近な自然である太田川に接する機会の提供、将来を担う子どもたちへの環境学習への支援等、上下流の地域住民の交流を含め、太田川をより身近に感じられ、広く太田川に対する関心が高まるような活動を進め、地域と一体となって多様な河川環境を保持していきます。

安全な河川利用の推進のために、地域住民や子どもたちを対象とした安全教育の推進に努めます。

さらに、流域の観点から、温井ダム水源地域ビジョンに基づく地域間交流や太田川流域振興交流会議等の様々な取組をはじめとして、太田川を軸とした流域全体の治水、利水、環境の繋がりをより強めるため、流域一体として住民意識の向上に努めます。

このような取組を継続的かつ効果的に実施するため、地域のNPOや市民団体、地方公共団体を始めとした関係機関等との連携、協働を強めるとともに、取組の核となる人材育成活動等への支援に努めます。

6.8 社会環境の変化への対応

高齢化、世代間交流の希薄化等の地域社会の変化に伴い、太田川が果たすべき役割にも新たな社会環境への対応が求められています。

さらに、太田川には、地域の重要な社会基盤の一つとして多様な機能が求められています。

こうしたことから、太田川の河川整備においては、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策や組織づくり等のソフト対策等に努めるとともに、河川整備計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよう柔軟に運用します。